



国民健康保険加入者の皆さんへ 医療費通知を送付します

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

芝山町国民健康保険に加入されている世帯へ医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることで、皆さんの健康に対する知識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に医療費通知を送付しています。

医療費通知は、医療機関などからの請求書（診療報酬明細書）をもとに作成されます。令和3年度の発送は、別表のとおりとなります。なお、医療機関などからの請求が遅れている場合など、医療費通知に記載されないことがあります。

医療費通知を活用した医療費控除の申告について

令和元年分の申告から、医療

費通知を活用して医療費控除の申告が可能になりました。申告する際は次の項目にご注意ください。

① 医療控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、医療機関などから発行される領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

② 「窓口負担額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、窓口負担額と実際にご自身が負担された額が異なる場合（高額医療費、公費負担医療費などがある場合）には、窓口負担額に記載の額から高額医療費などの額を差し引いて申告いただく必要があります。

※医療費控除の申告に関する詳しい内容は、東金税務署（☎0475-5213121）にお問い合わせください。

確定申告は忘れずに

申告情報をもとに国保税、高齢者の医療の負担割合、高額療養費の自己負担限度額などが決定されます。

所得の申告は必ず行ってください。

医療費通知発送予定日程（別表）

発送(予定)月	対象診療年月
令和3年6月	令和3年1～3月
令和3年9月	令和3年4～6月
令和4年1月	令和3年7～10月
令和4年3月	令和3年11～12月

さい。申告がされていない場合、国保の負担区分は高額所得者と同一の区分とみなされて判定されます。

※被扶養者でなく収入がない方で確定申告をしていない方は、住民税の申告が必要となります。

農業者向け有害鳥獣対策セミナーの開催

芝山町有害鳥獣被害防止対策協議会 ☎77-3917

町の農作物被害の主な原因であるアライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラスの生態や防除方法について、専門家による解説を行います。

鳥獣による農作物被害にお困りの方など、ぜひご参加ください。

- 開催日時 2月9日(水) 午後6時～7時30分
- 会場 役場南庁舎1階研修室
- 参加費 無料
- その他 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止となる場合があります。

令和2年国勢調査 芝山町の確定値

企画空港政策課 企画調整係 ☎77-3926

令和2年10月1日を調査日として実施された「令和2年国勢調査」について、芝山町の確定値をお知らせします。

■人口 7,033人
前回（平成27年）調査から398人減少

■世帯数 2,513世帯
前回（平成27年）調査から60世帯増加

※調査へのご協力ありがとうございました。

便利

申請はもうお済みですか？
便利なマイナンバーカードを取得・活用しましょう

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書としても使えるほか、コンビニで各種証明書を取得いただけるとても便利なカードです。

休日申請サポートを実施します (完全予約制)

職員による写真撮影や申請書の受け付けを行います。**ご希望の方は必ず、2月25日(金)までに電話にてご予約ください。**

■開催日 2月27日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■サポート内容

- ・職員による写真撮影
- ・QRコード付き申請書の交付
- ・記入済み申請書の受付
- 持ち物
- ・身分証明書 (運転免許証など)
- ・印鑑

平日夜間・休日にも交付および更新が可能です (完全予約制)

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の休日にも利用できます。

休日の受け取り、**更新手続きをご希望の方は、希望時間を必ず電話にてご予約ください。**

■予約窓口 町民税務課戸籍係
 平日午前8時30分～午後5時まで

■2月の平日夜間・休日交付日および更新日(要予約)
 2月10日(木)、22日(火)、27日(日)

■時間
 〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時まで
 〈休日〉午前10時～午後3時まで

■その他
 申請から交付まではおおむね3週間かかります。

ぜひ、お申し込みください!



納税

口座振替を活用しませんか？
自動で簡単引き落とし

問 町民税務課 収税係 ☎77・3916

口座振替による納税は、金融機関に出掛けなくても自動的に納税が完了する方法です。令和4年度1期から利用を希望する場合は、手続き期限にご注意ください。(別表参照)

■口座振替の特徴

前もってご指定の金融機関の預貯金口座に入金しておくだけで納税ができるため、納め忘れの心配がなく、金融機関に出掛けて納税する手間が省けるなど、安心かつ確実に大変便利です。

固定資産の共有者を変更した場合、相続などにより所有者を変更した場合、引き落とし口座を変更する場合には、あらかじめ手続きが必要となることがありますので、ご注意ください。

■手続きはお早めに

取扱金融機関へ納税通知書、預金通帳と印鑑(通帳お届け印)を持参し、預金口座振替依頼書を提出してください。

■預金口座振替依頼書

町内の金融機関の窓口へ備え付けてある口座振替依頼書をご利用になるか、町民税務課収税

係にご連絡いただければ郵送します。

■取扱金融機関

千葉銀行、山武都市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

■口座振替手続き期限一覧 (別表)

税目	金融機関での手続き期限
固定資産税	2月28日(月)まで
軽自動車税	3月31日(木)まで
町県民税	4月28日(木)まで
国民健康保険税 (年金特別徴収を除く)	5月31日(火)まで